

電話対応者: こんにちは、船堀第二小学校です。

佐藤: PTA 適正化推進委員会代表佐藤と申しますが、はい、お世話になっております。お世話になっております。御校のですね、強制加入の PTA の件について、はい。

近藤さんですかね。はい。昨日お電話いただいたんですけどね。
はい、お願いします。

副校長: はい。はい、変わりました。船堀第二小学校の近藤ですけども。

佐藤: PTA 適正化推進委員会佐藤ですけども、はい、お世話になっております。お世話になっております。昨日はどうも、またご連絡いただきましてありがとうございます。

副校長: はい。

佐藤: あとですね、ちょっと相談者さん等と含めてですね、はい。いろいろお話ししたんですけども、はい。

先生がどこまで把握されているのかと、はい。今年です、今年からです。4 月からですよね、先生はね。

副校長: はい、4 月からです。

佐藤: そうですよね。はい。
前任も副校長でしたよね。前任も、そうですね。

副校長: 副校長です。

佐藤: はい。場所によって、学校によっては違うと思うんですけども、はい。
私、ちょっといろいろと資料を見させていただいて、はい。今まで以上にちょっと
憤怒の気持ちがあつてですね、はい。3 回ほど集まられてお話をされたということ
なんですけれども、そうですね。
本質が分かって、本質を分かってての話なのか、はい。それともそうでなくて、小
手先の話なのか、はい。そこをちょっとお伺いしたいんですね。
これ、学校の、はい。まず事実関係として、学校と、はい。それから PTA の 2 チャ
ンネルありますね、はい。
情報の届け方ですね。はい。テトルとか、はい。
テトルとかなんかっていうのが、学校のやつありますよね。

副校長: はい。

佐藤: そこになんで PTA のものが送られるんですかね、入るんですかね。

副校長: なるほど。えっと、区にも確認していて、それであの、

佐藤: 区が、PTA のもの。区が、区がいいって言ってるんですか、それで。

副校長: いいと言うか、そうですね。区、区とは言いませんが、そうですね。

区、区。学校判断ってことになってますよね。

佐藤: 今、区っておっしゃいましたよ、でも。

副校長: いえいえ、そうですね。そこは、私の誤解なので。

佐藤: うん。学校判断ですよ、これね。はい。

これ、学校も加担してますよね、完全に。で、それから今の校長、今の校長、散々あれですよ、いろいろと相談を、皆さん怖いから。で、しかも怖いというか、匿名相談は不可と。

副校長: はい、匿名相談不可。

佐藤: ですよ。匿名相談は不可にしてるんですよ。知らんぷりしてるんですよ、今の校長は。

副校長: どういったことでしょうか。

佐藤: 何度も校長、あの、学校に、メールとかで、ご相談があるんですよ。今までずっと。にも関わらず。

副校長: 相談がある。

佐藤: ですよ。

副校長: すいません、私は 4 月からの時点で、私が見ている限りでは、一度もなかったんですけれども。

佐藤: いや、だから、それ匿名だったらダメだって言うからですよ。

副校長: 相談があった。

佐藤: あの、先ほど送ったメールって届いてますかね。

副校長: えーと、ごめんなさい、私、今、ホームページのパソコンは、ごめんなさい、見えていないので、メールのパソコンは別なので、後で見ますが。

佐藤: ちょっと今、移動してもらっていいですか、私が見えるところで。そこで電話できますか。

副校長: え、できません。ちょっと場所が離れているので、ちょっと待ってくださいね。はい、はい、はい、はい。

副校長: はい、今、メール見切ったんですけど、すいません、全部見切ることができませんでしたけど。

佐藤: あー、届いてますか。あ、よかったです。

副校長: 届きました、はい。

佐藤: あの一、江戸川区の方の教育委員会に、まあ、江戸川区教育委員会だったかな。えー、名前はちょっとあれですけど、の方にも共有しているんですけども。

はい。まあ、私が出している添付ファイル。これは、まあ、基本的な法的解釈、法的整備をしたものなんですけども。

副校長: なるほど、はい。

佐藤: えー、その下に、今送ったんですが、えーと、船堀第二小学校のその PTA について、詳細に今までのこと、経緯が書かれている URL を送りましたので、後でそれをご覧になればすぐ分かると思うんですけども。わかりました。

副校長: ちょっと今、見ていけないんですけど。いや、大丈夫ですけど。はい。

佐藤: まずこれ、あの一、ご質問させていただきたいんですけども、その 3 回の話し合いの中で、根本的に自分たちは間違っていたと。あの一、そもそもが、えー、PTA というものは、PTA 会員さんですね。自分が手を挙げて、PTA の会員になりたいという方の申し出と、それから承諾ですね。

これによって、契約が成り立つんですよ。その意味で、今まで何をやってきたかという、非会員、まあ、みんな新入会ですね、要はね。はい。

みなし入会、わかりますかね。はい。入学したと同時に、全員もう入っているものとしてみなすと。

副校長: は、してないと思います。

佐藤: してますよ。してます。してますって。何をやってるんですか、先生。

副校長: あの一、関入率は 30%とかいう話がありましたけど。

佐藤: 30%。

副校長: はい。

佐藤: それ、つい最近ですよ。今まで何をしてたんですかね。で、しかもこれ何ですか、これ。えーと、今見てるのは 7 月の、あ、違う、7 年の 9 月に出てる PTA から、PTA の校外委員から出てるんですけども。

副校長: はい。

佐藤: 児童の使用問調査ご協力をお願いウェブ回答ということで、北門側、南門側、ダイソー横、マンション角、ダイソー斜め向かい、それから北側、歩道橋北側、歩道橋学校側、高砂不動産。で、これ何様かっていう話なんですけども、これ全員保護者の皆様なんですよ。

これ、どうやって保護者の皆様にアクセスできるんですかね、PTA は。さっき言った、学校のツールを使ってるじゃないですか。これ本来自分のツールを使うのであれば、自分の会員しか把握、もちろん自分の会員しか把握しちゃいけないし、誰が非会員かっていうのも把握しちゃいけないんですよ。
これ何で 30%は、それが本当だとして何で 30%だと思いますか。

副校長: はい。

佐藤: 何で 30%まで下がっちゃったと思います? 100%だったのが。10 人のうち 7 人がやりたくない、そっぽを向いてるんですよ。

副校長: はい。

佐藤: そういう根本的な話までされたのかなと思って。昨日、あの後、近藤先生から電話がありましたということで、色々お話をする中で。そうですね。

副校長: 昨日お話しさせていただいたのは、今日のところは、佐藤さんから言われた通り、そこの部分について、これから任意、任意ってところをしっかりと考えてやっていきましょう。

佐藤: 任意って言いながら、本質を理解してないと、あの会長じゃダメですよ。

副校長: 今回、今、まだ昨日もおっしゃって伝えたんですけれども、今、その任意、任意ってところを伝えるように、今、手紙を作っているところっていう話を。

副校長: わかりました。これ、じゃあもう、学校チャンネルで流さないですね、PTA のことを。おっしゃってましたよ。スパムメールだと、こんなの。はい、ごめんなさい。スパムだって言っていましたよ。

副校長: ちょっとごめんなさい。ごめんなさい。今、音楽で何も聞こえないので、場所変わっていいですか。

佐藤: はい、はい。

副校長: ちょっと待ってくださいね。すいません、まだちょっと待ってください。

ちょっと音聞こえましたけど、この方が少しは。

佐藤: あ、そうですか。大丈夫ですか。

副校長: すいません、はい。

佐藤: その方がおっしゃるには、自分の関係ない団体からのメールが学校からバンバン送られてくると。これ、学校なんでこれ関与してるんですか。これ、個人情報保護法違反ですよ。本来はアクセスできないんですよ、これ。他の方には。保護者さん、保護者様たち全員ということで送られてるんですが、何の根拠にそれをされてるんですか。今、これからもそれを許すんですか、その使用法。ダメですよ、そんなの。

これ見るとひどいですよ、これ。これ、全員に送られてるんですが、この感じから見て、たぶん、この感じだとスクショだと思うんですよ。紙をつていうよりは、あまりに細かいところを見るとドットが見えるのでスクショだと思うんですけども、つてことはこれ、学校から送られてるんですよ。

そのチャンネルを通して。で、これ、保護者の皆様つてこと自体がまずおかしいですね。PTA の配るもので。

違いますよね。PTA 会員の皆様ですよ。そうですね。

副校長: はい。

佐藤: で、児童数配布って何様なんですかね、こいつら。何を勘違いしてるんですかね、こいつら。そこが分かっているのかどうかってことなんですよ。

この昨日までの 3 回の集まりで。なんか私の中では、もしかしたら本質が分かっているままやっちゃったのかなってということがちょっとあると思って。で、いろいろと調べたら、たぶんそうだろうなってことで今お電話してるんですけども。

これ、まず保護者の皆様、児童数配布として一番最後ですよ。担任の先生へ提出いただいた調査報表は PTA タッパーに入れてください。PTA で回収しますって書いてあるんですよ。

これ何様なんですか、こいつら。担任の先生が作業するものは、これは公務なんですか。それとも職専免で許可を取ってるんですか。

副校長: この部分について、話ももちろんその 3 回の中にさせていただいて、もうそこは担任が関わらないという話はしました。

佐藤: そうですね。じゃあこれ、学校のチャンネルを通してこういうのを送れること自体はもうダメですよ。

副校長: すいません、その部分についてもちゃんと考えてきます。

佐藤: いやいや、考えていくというか、じゃあ OK って可能性があり得るってことですね。今の段階だと。お尻を決めて、あ、それはダメですと。

で、その説明をしていくんじゃなくて考えていきますんですか。

副校長: すいません、今言えることは、

佐藤: いやいやいやいや、いやいやいやいや、だってそれ、じゃああり得るんですね。許すことも。

副校長: いやいや、その部分についても、ちゃんと検討しないと誰とも言えないと

ころもあるじゃないですか。

佐藤: いや、そんなことないですよ。赤信号渡っていいんですかって聞いた時に。

副校長: いやいや、そうじゃなくて、しっかり校長にも、今日校長出張なんですけども、確認して。

佐藤: いや、確認はしますけれども、わかりますよ。確認をした上で、それでもなお、ではそれじゃ OK ですよと、そういう可能性もあるんですねって私聞いているんですよ。そこはあの、あるんですね。

副校長: 多分佐藤さんもわかってらっしゃると思うんですけども、私が一個人でもう全てできませんとか、やりませんか言うことは、できないことはわかってらっしゃると思います。

佐藤: なるほど、そうしたら例えば、赤信号渡っちゃいけないということを今までずっと守ってなくて、適当にやってたと。っていう時に、じゃあこれから赤信号を守るようにしますねって言った時に、じゃあそれは相談しますと。私一人じゃ決められないんですよ。

副校長: わかります。佐藤さんの言ってることすごくわかるんですよ。

佐藤: 私も先生の言ってることすごくわかるんですよ。

副校長: わかるんですか?

佐藤: いやいや、わかるんですよ。わかるんです。

わかるんですが、そこは赤信号渡っちゃいけませんよと、よねと。で、私がもう身体を張っていてもそれをやりますんですよ。そういう、近藤先生だったらそういうふうにおっしゃるんじゃないかなと、今までの会話をいろいろ聞いていて、先生からは芯があるというふうに私は判断しているので、そこまでの男気を出せるんじゃないかなと思ったんですよ。

赤信号を渡るかどうか、それはもうダメだとは思いますが、相談してじゃなくて、もちろんダメですよ。私一人じゃそれ言えないけれども、これはダメなもんダメなんで、身体を張っていてもそれをダメなものにしますんですよ。で、この先赤信号を渡っていいってことなんかには絶対なりませんからと。

その上で自分で後で裏でいろいろと動くのが、それが政治じゃないですか。

副校長: もちろんなので、苦心はします当然。

今言われて、その部分について苦心はもちろんするんですけども。

佐藤: ここの部分なんですよ、この部分。いや、この部分で私いろんな校長ですとか副校長ですとか、教頭であつたら教頭と話してるんですけども、そういう方と、それから中には分かりましたと、それもダメなもんダメなんで、私は絶対やりますと。って言って終わる方と、2種類いるんですよ。

で、そのダメなもんダメなんでって、私だったら言います。そりゃ当然ですよ、

それダメですよ。私がやっておきますから任せといてくださいと。

で、言い切った後で、そこで自分にプレッシャーをかけて動く人と、それから今近藤先生の話だと、私は動いたけど最終的に OK になりましたっていう可能性がまだ残ってますよっていう人と、これ 2 種類に分かれるんですよ。今近藤先生はそっちの后者ですよ。これダメなんじゃないですかね。

逆にどんな根拠で学校の個人情報、これ個人情報なんですよ。そもそもが、保護者さん全員にアクセスできるのは学校だけじゃないですか。だって今 30% しかいないんだから。

もしそれが本当だとしても。ってことは 30% にしかアクセスできないんですよ、本来であれば。それ以上の情報を、学校の持っている情報を流用していることになるんですよ、これ。

それで内容がですよ。あれやれこれやれ、これ期日までに全員連絡しろと、全員返ってこいと。全員回答を求めているんですよ。

で、言っていることがめちゃくちゃで、期日までにご連絡いただけない場合は個人情報保護の観点から、当該家庭の見守り場所をランダムで割り振りをさせていただくことになります。個人情報の観点からって偉そうなこと言ってますけども、そもそも自分が個人情報違反で送ってるわけじゃないですか。で、なんで個人情報保護の観点から。

そんな観点じゃないですよ。自分たちが勝手にやるってことを理由付けただけで、全く個人情報の観点、どういう観点なんですかね。勝手に見守り、みんなに提出させてですよ。

そういう話出ましたか。

副校長: そこは、昨日も申し上げた通り、もう一回検討し直す。

佐藤: 検討し直すじゃなくて、もう決定して。

副校長: もうちょっと検討してるんですよ。手紙について訂正するように書くように。それはどうやって皆さんに渡すんですか。

佐藤: PTA が。どうやってですか。会員にしかできないって言いましたよね、連絡は。

学校のチャンネルを使うってことは、学校の持つ個人情報を利用してることになるんですよ、これ。はい。どうやって渡すつもりなんですか、これ。

副校長: 手届く PTA が。

佐藤: ダメじゃないですか、それ。え?

手届くのが PTA なんですか。

副校長: PTA 配るのがダメなんですか。保護者にですよ。

佐藤: はい。保護者っていうのは非会員の方がいらっしゃるんですよ。非会員に関しては PTA とは全く関係ない、無関係な人たちなんですよ。

はい。そこがしっかりしてないんじゃないですかって言ってるんですよ。非会員に

配るってことは、何かかしら学校が関与しないとできないんですよ。
学校の持ってる情報によって集まった生徒みんなの連絡個票。これが元になってるんですよ。はい。
もっと言えば、これ入学資金とかで PTA の説明なんかしたらアウトですよ。はい。
だって、学校の用で集まってんのに、第三者団体が出てきて、次は PTA 会長、保護者が次は PTA 会長からのご案内ですってマイク渡すんですよ。
これはダメですよ、こんなん。当たり前じゃないですか。自分たち、じゃあうちの会の、私も会持ってますが、私の会のことやってくれますか。
どうやって。入学式入れてくれますか。入れないですよ。
当たり前じゃないですか、そんなの。じゃあ他のフィットネスクラブが入ってきたりとか、全員提出しろとか。そもそも入会申し込み書もなかったし。

副校長: 入会申し込み書はない。

佐藤: はい。全員加入じゃないですか。で、学校がこれ集金してないですか。

副校長: してないです。

佐藤: PTA が自分で集めてるんですか。

副校長: はい、やってます。

佐藤: 今までやったことないですか、学校が。

副校長: それは分かりません。

佐藤: いやいや、ないはずないじゃないですか。

副校長: いやごめんなさい、昨夜の本年度も集めてないんですよ。いや、昨年度はいわゆる PTA のサイトからお金を支払うことになってるって話は聞いてました。

佐藤: PTA のサイトからお金を支払う?振り込みってことですか。振り込み。

副校長: 振り込み。振り込み。

佐藤: 今まで入会申し込み書取ってなかったんですよ。入会申し込み書を取っていたんですか。5 年前から取っていたんですか。いや、その前は取ってないじゃないですか。

副校長: そうですね、5 年前からって話は聞いてます。

佐藤: で、その前は取ってないってことですよ。ってことは学校が集めてたわけじゃないですか。

学能金とか学校書費というか、そういうものを抱き合わせて。スポーツ振興センタ

一ですとか、副教材費ですとか、そういうものに抱き合わせたわけなんですよ。

副校長:そこは改善はしたってことは聞いてますが。

佐藤:いや、改善はしたけれども、実質何もなってないんじゃないですか。今の段階では。今まだ手紙出てないですよ。

副校長:今振り込みです。

佐藤:いや、違うんですよ。今その反省の手紙が出てない。今これ、謝る手紙ですよ、そのお手紙ってのは。皆さん今までね、本当に強権を振りかざして申し訳なかったと。学校がバックにいいことをいいことに私たちは考えて、学校と一体化したような感じでいて、勘違いをしたと、大変申し訳なかったと。こういう意味のお手紙ですよ。まさか、ちょろっと今度からこうしますとかじゃなくて、真の意味で反省して、振り返って総括して、まず、詫びるべきところがあるのであれば。というか、ありすぎると思うんですけども。そういう意味のお手紙ですよ。【宿題④に関連】

で、そのお手紙をどうやって配るんですか。これ、学校、PTA が全区域のところに全部ポスティングしていくとかしかないですよ、これ。

保護者さんに届けるには。さっきも言いまして、これ、学校のチャンネルを使っているということは、個人情報流用しているんですよ、と。だって限定じゃないですか。

しかも確実に届く方法。だからその人がスパム扱いしているということは、そういうことじゃないですか。全然関係ないメールが送られてくると。

しかもその命令口調で。で、7月に出したやつも把握していますか。PTA よりお知らせ、登校時見守り活動の協力とお願い。

で、6月からでしたっけ、なんかアンケートっておっしゃいましたけれども、これだって個人名出さないと扱わないんですよ、これ。そんなアンケート出せますかね。怖くないですか。

PTA 自体は3割になったかもしれないけれども、実態は残っているって話をしているんですよ。本来のPTAであれば3割になったら3割の人しかリーチできないじゃないですか、情報は。それ以上ってなったら、学校のチャンネルを使うしかないから、そうすると個人情報保護法違反だし、そもそもがもう倫理的に不適切だし、それからそこに命令のものがあって全員提出なんかやっちゃった日には、もう何様だって話じゃないですか。

違いますかね。

副校長:そこについて、昨日お話しさせていただいたんですけど、もうそうなんですって、というところだったんですけども。

佐藤:じゃあ、お詫びの言い方は適切か分かんないですけど、フル度下座するような形の文面なんですよ。

副校長:すみません、そこまで何もまだ話し合って、

佐藤: じゃあやらないですよ。

副校長: そう思わせてしまったことについてはいけなかったと、

佐藤: 思わせてじゃなくて、意図的にそうしたわけじゃないですか。脱法的に。脱法じゃないです。違法的です。違法ですよ、これ。

なんでみんな PTA ごときが、PTA ごときがなんで保護者様皆様にリーチできるんですか。その発想がおかしいですよ、まず。そしてなんでその中に全員提出なんて言えちゃうんですか。

そしてその先生がやってる行為は、職専免なんですか。公務ですか。どっちですか。

先生が関わる部分。業務中に。これはもうどっちかしかないんですけれども、どっち扱いされてますか、御校では。

プリント一つ配る。プリント一つ回収するにしても、その時間というのは、学校の業務じゃないですね。でもそれを項目にしてるのか。

でも項目にするなら教育委員会で話し合っ、ちゃんと内容と、全部取り決めをして、紙を残して、それで項目にするか、それとも一つ一つちゃんと職専免扱いで、申請出すか、どっちかじゃないですか。どっちなんですか。しっかりと教えてください、今、今すぐに。

どっちですか。どっちかしなければ、これは住民監査請求の対象ですよ。税で働いてるんだから、だから職専免という概念があるわけじゃないですか。

そこをうやむやにしてるのは、共犯どころか、主犯ですからね、これ。PTA の問題じゃないんですよ、これ。学校の問題なんですよ。

これ学校まだ許すんですか、この団体の主張を。学校利用を。この期に及んで、一回追い出したっていいんじゃないですか、これ。

もううちじゃ活動させられませんか、こんなんじゃって。とはいえ自分も共犯ですからね。でもそこはしっかり自分の身を守るために、PTA を追い出すしかないです、これ。

こうなった以上。それか、今度本当にフル土下座して、みなさんに許しをこうか。そのレベルの話をしてるんですよ、私は。

昨日の時点で私も、ちょっといろんな方と話してると、ちょっと意識の、意識というか、その考え方の差が、差がっていうことですね。本来はこうっていうラインが、相当遠いんですよ、普通の方から見ると。私には当然なんですけども、例えばこの学校チャンネルで送っちゃいけないようになるのは、当たり前なんじゃないですか。

個人情報保護法でも流用ですよ。70 条、69 条、行政ですからね。行政というか、地方公共団体等に扱われるんで、学校は。

第 5 章が適用されますよ。69 条、70 条、これ基本してますよ。1 年以下の禁固、拘禁刑。それから 100 万円以下。あるいは両方ですよ。

私、校長行きますよ、これ。完全にこれ、校長だって、前から言われてるんですよ、これ。ずっとしかと決め込んでたんですよ、これ。

校長なんて、校長と今絡んできてないじゃないですか、全然。校長全然絡んできて

ないんじゃないですか、この話の間の中に。

副校長: 情報共有はして。

佐藤: 情報共有してるんじゃないくて、その集まった時に校長も出るべきなんじゃないですか、こんな大事な話。

うちの父親が江戸川区住んで、未だに区民ですけども、監査請求させますよ、これ。早速準備入りますよ、私。どうされますか、これ。

この時間の間、これ。損害賠償請求とか民事を起こされかねないですよ、これ。これ参加するために会社を有給取ったとか。

あり得ますからね、これね。会社に遅刻してたとか。夜勤明けで会社を早退したとか。

これどうしますか、これ。そこまで考えられてますか、ちゃんと。私の感じでこれフル土下座するんだろうなと思ってたんですよ、昨日の段階で。

当然ですけども。でも、それをどうやって今度じゃ届けるんだって話なんですよ。また学校のチャンネルを使おうとしてるんじゃないのか分かったと考えたんですよ。

学校のチャンネルを使おうとしてるんじゃないですか、また。また学校の、なんでしたっけ、なんとかっていうアプリで。アプリだか、その連絡手段で、やろうとしてるんじゃないですか、その書類だって。どうやって配るんですか。校門の前に立って。

でも、校門の前に立ったって保護者さんに行かないですもんね。かといって、なんかの集まり、学校の集まりの時にはそこは入れないですからね。ましてや、こんな学校経由の全員に届くようなメールなんか送れないですし。

どうやってやるんですか。それともそれをやるんですか、学校で。だったら学校が謝るしかないですよ、これ。

学校が謝るんですよ、主体となって。こんな団体の出入りを許していたと。そうじゃないですかね。

PTA なんか別に私にとってみれば何やったっていいんですよ。会費が 100 億円だろうが。どんな決まりだろうが別に関係ないですよ。

役員の決め方が体重の重い順から決めてってのを所得の低い人順から決めてこうがそうやって決まってるんで規約で決まってるんであれば勝手にやればいいじゃないですか。けども、その PTA を学校使用を許してるのも学校長の裁量なんですよ。これ学校教育法 137 条ですよ。

教育上支障のない限りから始まってますよね。でもこれ教育上の支障なんですよ、そもそもがこんなことやってんの。学校を利用させることができる例外規定ですよ。

学校はそもそも学校しか利用できないんですよ。設置者が設置した施設なんですから教育委員会が。その施設管理責任者である校長、管理責任者が例外としてこの条件だったら例外規定で使わせることができるという中でその 137 条ですね学校教育法これを使って PTA は学校を利用してるわけじゃないですか。

その可否を決めるのは校長じゃないですか。今までよく許してましたね。っていうか自分も主犯ですもんね。

学校が主犯ですもんね、こうなると。学校の問題なんですよこれ。PTA が誤って済むんじゃないじゃないですかこれ。

学校のチャンネルを通してやってるのを許してるからこんな問題が出てくるし。これ、学校のチャンネルで使わせるのを許さなかったらそもそもこんな問題なんかないですよ。何偉そうに保護者の皆さんに影響を及ぼしようとしてるんですかね。偉そうな一任意団体が権利能力もないような団体が。

副校長: そういう思いでなかったというのはわかっていただけるかと思うんですけどもそこがずれているところについては意識の違いのところについてはしっかりもう一度再確認しますね。わかりました。

その部分について佐藤さんから言われたところについてはいい。

佐藤: いつされますか。はい。いつどのように具体的にされますか。もうこれ 1 分 1 秒も早く解決しないといけない問題ですよ。だってこんなわけにもわからない。

で、今度退会するとき前のこと知ってますか。

前のこと。みなしか入だったんですよ。みなし加入でみなし加入だった。みなしか入ってわかりますか。わかりますよね。

副校長: はい。

佐藤: だけでも退会入りたくない人は退会届を出せと。入ってもないのにまず退会届けってこと自体がまずおかしいですよ。そもそもがまず 1 点目。

それからそのときに退会するんだったらもう二度と再加入できないということまで誓約させたりとか。その書面さっきメール送ったの後でじっくり見てもらえるんですけどまずは 3 つ目に送った URL だけ送ってあるのがあるんでまあひどいですよ。

で、この方だってどれだけ時間と努力をかけてそうやって訴えかけてきたか。

全く届いてなかったですよ学校には。校長ですよだから主犯は。校長ですよ。

で、これ非会員と会員で差別してますねこれね。扱いに。

副校長: しないで

佐藤: してますって。してますよ。

副校長: 行事も参加できる。

佐藤: 当たり前じゃないですか。参加できますじゃなくて参加していただいてるじゃないですか。何言ってるんですか。なんか参加許してるみたいな感じに今聞こえたんですけど参加いただくんじゃないですか。いやでもこれですよ。

会の性質上児童に提供している物事の大半については会員非会員の区別を設けておりません。理不尽な思いをお感じになれるか本音と思いますがどうか寛大なお心にてお許しいただければと思いますってこれ書いてありますよもちろん。こうやって

書いてありますけれどもこれ一覧が今まで発出した一覧がこの方多分ものすごい 22 年の 2 月のものなんですけれどもその前から今 21 年から始まって 22 年で期待される対応最近はどう諦めとかだいたい心が折れてきて私がその代わりに言ってるんですけれども相当ひどいことが書いてありますよ。

マジか本当かって感じですよ。ただこれ PTA 会長の意識が変わらないとダメですよ。変わった感じしますかね。3 回くらいで。なかなか変わらないですよ。大人になって 40 にも 50 にもなると。

副校長: 今年入会頂けるように、その部分について再び再入会できるように

佐藤: 分かってて知ってたわけじゃないですか。再入会できるようにするのは別になんで再入会しない宣誓をさせたかって要はプレッシャーかけたいんですよ。何様なんですかね。

どうしても入ってないかに対して退会届というのは。どういうことなんですか。私意味わかんないんですけど。

この方が一生懸命頑張ったからじゃないですか。私の以前のことは知りませんよ。これは重要じゃないですよ。

だってこれ政党が変わろうがないでしょうが政権が変わろうがないでしょうが過去にやったこと日本国にやったこと全部責任持ちますからね。いやあれは自民党政権でやったことなんて言わないでしょ。管理職が常に今までの学校の歴史の責任を持たないといけないですよ。

さっきから私関係ないみたいなこれ言ってますね。なるほど。先生これ今の今までですよ。

私がこうやって言うまで。分かりました。さっき言った一番最初の全員に送られたこの気持ち悪いご協力のお願いっていうやつ。

これ 9 月に出てますよ先生。先生が来られてもう半年も経とうかというところですよ。なんで先生が管理職の間にじゃあ逆に言うと先生の知らなかった中じゃないのよ。

ですよ。どういう意味でこれ許したんですか。先生これ出すのに当たって関わってないんですか。

知らなかったと。こんなこと知らなかったと。

副校長: いえいえ、関わってます。それは。

佐藤: ですよ。だったらこれ学校が謝るしかないじゃないですか。PTA の書面で謝る?それ全員に届けられないですよ。

それからもうみんな手分けして一件一件全部ポスティングしていくか。手足を使っ

て。この学校のやつでパラッとするなんて絶対許されない。

だから学校が謝るしかないじゃないですか。今までこんなことやってる団体は見逃してたと。半ば自分たちも協力してたような感じも半数あると。

でももうそうなっちゃうとまずいで技術的な面で切っちゃえばいいじゃないですか。全部 PTA のせいにして。全部じゃ無理ですよ。

今管理責任にあるんで。でも九割方 PTA のせいにして切っちゃえばいいじゃないですか。もうこいつら直らないですよ。

いつか迷惑また吹き出しますよ。調子に乗って。これ見て頭きました。これ先生が何これで動いてる。

職専免の扱いなんですか。公務ですか。江戸川区で確かめるんですよ。

ちゃんこの後。どっちなんですか。職専免の扱いなんですか。

それ出てるんですか。推薦書が。PTA 活動のためとしてそれキーとしてですよ。

PTA のキーとしての個人的なものとして職専免の扱いになるんですか。それが項目なんですか。誰が命令したんですか。

その作業をやること。そこははっきりさせましょう。この辺はそれで決めましょう。

最後。これが最後なんで。どっちですか。

じゃなきゃもう今までの流れでとかそこは曖昧になってまじだったらもう住民開示請求ですよ。税金を無駄に使ったのに。しかも無駄に使ったとは、無駄に使ったって言って皆さんがそれはでもみんなのためだよねって言うんであれば話は別ですよ。まあまあ情情的に許されるよねってのは別ですよ。これ違いますからね。

完全に。プレッシャーかけて全員から何様だって話なんですよ。要は。

全員から回収させようなんてそういうこと自体が。で、子供の安全?ふざけんなって言うんですよ。

そんなの。じゃあ下校どうしてるんですか?下校の時は。

登校ばっか言うけど。文科は登下校って言ってますよ。で、下校の時は時間が時間がバラバラだから。

なんだから。あ、じゃあ理由はあればいいんじゃないですか。別に。

下校時の方が事故が多いんですよ。なんでかって言うと朝の方が規律が守られてるんですよ。通勤時間の方が車にしないんですよ。

警察もある所に立ってたりとかある時間これから何時から何時まで進入禁止だとか、だいたい車はもう暴走できないような車の間隔で走ってるので距離もスピードも出てませんし統率が取れてるんですよある意味朝の方が。下校時は違うんですよ。まばらだし、スピード出す車もあるし。

下校はどうしたらいいんですかね。登校のことばかり言ってますけど。なんのためなんですか。

そもそも。下校やんないんですかね。じゃあなんで下校の時やんないんですか。

子供のためつつうんだったら。そうしてください。矛盾してませんかね。

文科は登下校って言ってますよ。もちろんそうです。登下校です。

副校長: はい、なので昨日もお伝えしたと思うんですけど、町会の方にもご協力を得てやっていきたいと思いますという。

佐藤: そこだったらまた強制性が出るんですよ。どっちにしたって。だから私言ったじゃないですか。

案にやめちまえてことを言ったつもりなんですけども。でもそこまでは強く言わなかったですよ。立ってればラッキーぐらいでって言いましたね。

先生もおっしゃいましたね。これ保護者の責任なんですって。そうですよ。

で、学校はそれに関しての安全義務の注意を払う努力義務がありますよ。でもそれは物理的な話ですよ。人間的な話、人間的な話になったら学校は手出せないんで。せいぜい地域協力でとかでお願いベースでっていう話はあってもそれ以上でもそれ以下でもないんで。だけでもそうになったら土木に問い合わせたりとか警察に問い合わせるとか物理的にカーブミラーだとかそういう話なんじゃないですかね。

具体的には。そうですよね。スクールゾーン協議会ありますもんね。

これなんで許してたんですか。今の今まで。先月まで先生の。

先生知ってるんですよこれ。加担してるんですよこれ学校から配るの。知ってましたよねこの内容も。

知ってたら知ってたって問題だし知らなかったら知らなかったって問題ですよ。知ってますよね。じゃあなんでこれ許されたんですかね。

先生自身の意識も違うんじゃないですか。回答期日 10 月 8 日?ふざけんなって話じゃないですか。

お子様一人につき一回回答してください。二人が通われてるから二人分?そしたら何?

5 人子供がいたら 5 回ですか。そもそもが。どういうことなんですかこれ。

もうちょっと私の意味がわかんないですねこれ。全体的に。先生これ出すの知ってた。

で、本来はリーチできないところに学校の情報を使ってリーチさせてた。辞職もんですよこれ。先生。

はっきり言うと。悪意なんですからこれ。悪意って法律用語の悪意ですよ。

知ってたわけですよ。善意じゃなかったわけですよ。知らなかったわけじゃないですよこれ。

知ってて許可、許可っていかまあ許してたわけですよ。これはいけないよと。これダメでしょうと。

だって PTA さんは PTA の連絡網持ってますよね。これが普通の感覚なんじゃないですかね。なんで許してたんですか、これ。教えてください。

それと職専免さっきの話ははっきりさせてください。職専免か、公務か。公務のちゃんと取り返すときには布団結んでんのか。

公務扱いにすると。労働問題になるんですよ。みんなに迷惑かけてるんですよ。

で、自分が知らない自分が知らないってずっと言ってましたけど。知らないってのはそうです。
まあもちろんそうですけども。

まあもちろんそれはわかるんですけども。自分が知らない知らない知らなかった知らなかったって言いますけども。で、今回、先生が知っている範囲として、この9月のやつは知ってたわけじゃないですか。

これ普通に考えたら通るはずないじゃないですか。私が例えば国に頼んだんですよ。国税調査みたいに全員に配ってもらって。

開始までやってもらって。それで普通できないですよ。国の持っている情報データですからね。

学校もそうですよね。学校の持っているデータですからね。それをもとに配られるものについては学校発出なんです。

すべてが。責任は学校にあるんですよ。PTA の名前で出すってことは後ろには学校がお墨付き与えたってことじゃないですか。

で、それに対しての説明があるわけじゃないですか。これ以下 PTA からののお知らせですとか、で責任は学校にあるわけですよ。これ単体で出したんじゃないですかこれ。

この紙は PTA 単体で出てるんじゃないですか。学校が、ちなみに PTA さんこういう

こと言ってるけど、あの一、まあ PTA、頭おかしいんで、あの一、半分、冗談ぐらいで聞いておいてください。あの一、学校は全然あの一、PTA がなんて言うと、学校に言ってくればちゃんと守るんで。

っていう体制じゃないんですよ。本来だけど。てか、そうであれば学校はそもそも許さないですよ。

そんな団体は。だから、利用を。何をやったんですか今まで。

企業舎邸じゃないですかこれじゃあ。企業舎邸、フロント企業じゃないですか PTA が学校の。なんでこんな乱暴なことできるかというと、学校がバックについてるって安心感があるからですよ。

何々組、何々一家とか、そういうのが配ってきたらちょっと怖いですよ、やっぱり、保護者さんだって。いくら違う団体、その、何々一家じゃない、何々一家のフロント企業、企業舎邸の、なんか、訳のわからない団体から寄附がなんだとか、あの、ここに立てとか、回答なかったらどうのこうのって、何々組から配られたら、どう思いますこれ。怖いですよ。

だから相談がなかったってふざけ一の、それ相談なんかできますねだろって言ったんじゃないですか。そもそもそうじゃないですか。相談がなかったから全員 OK だと思ってさ、そりゃ言えないですって。

怖いから。だってバックに何々一家がついてるんだから。まさにそうじゃないですか。

何々一家から配られてるような形ですよ。学校から配られてるんですから。学校が配ったんですよ、これ。

この書面は。その関係を分かってほしいんですよ、私は。PTA が PTA がじゃないんですよ。

学校なんですよ、全て。で、これ、文面を作ってるって言いましたけど、どうやって配るんですか。PTA 発出のものだったら。

もう今までみたいにできないんですよ。一件一件もう、しなみつぶしにいて、すいません、あの、うちの学校の生徒、あの、何々船堀第二小学校の保護者さんですかって、一件一件ノックするしかないですよ。しなみつぶしに。

一件一件、何十万、何万人って。それしか方法ないじゃないですか。で、それでたまたまそうですって言ったら、もう土下座する勢いであるまでしかないですよ。

何今までに及んでその学校のチャンネルを使おうとしてるんですかね。多分これ、学校のチャンネルでやろうとしてるんじゃないですか。違いますか。

じゃあどうやって配るんですか。具体的に教えてください。具体的に教えてください。

方法は私としては、やっぱり一件一件ノックしていくしかないんじゃないかなと思うんですよ。それをやるんですか、本当に。そういうことを言ってるんですよ、今。

どうやってやるんです、具体的に。まさか学校のチャンネルで謝るなんてないじゃないですかね。もうそこからしておかしいですもんね。

学校のチャンネルを使って、学校をはしってですよ、今までこういうことを PTA やってたのに私たちは、許してた。それについて本当に申し訳なかった。

で、PTA に出てってもらいましたから。あるいはもう何ヶ月、活動は停止とか。今までやってきたことを考えたら、それでも甘いかもしれないけど、どうか言ってくださいって話じゃないですかね。

どうですか、先生。もう違うのは違うって言ってください。それは違うじゃないですか。

反論が聞きたいじゃないですか。反論が聞きたいですよ。いやいや、そうじゃなくて。

その言ってることが違うじゃないですかって言ってほしいんですよ。そこはだっとうですよとか。じゃなければ私の言ってることは全部正しいになっちゃいますよ。

じゃあ簡単に言いますよ。学校と PTA は別団体ですよと。簡単な話じゃないですか。

いや、答えなくていいんですよ。私が言ってる理屈に対して、それは違うと思いますけどとか。それはこういう流でやって、それっておかしいですかとか。けんけんガクガクに議論があって、あるべきものだと思うんですよ。一方的にそれが悪かったら悪かったですよ。全部じゃあ非を認めたことになっちゃうんで。私が逆の立場だったら、聞きながらも、違うと思えば、ちょっと待ってください。そうやっておっしゃるけど、でもそれはこういう流で、こういう方向にこうなんじゃないですかとか。って考えて、で、相手が、そうやればそうかもとか。それもいいや、それは通らないですよとか。こういう風になるんじゃないですかね、先生。

副校長：でも、すいません私自身、今言われていた個人情報 69 条とか 70 条とかについて、すいません。私自身もしっかり確認できていないところでもあったので、学校教育法 137 条の例外については、私も知っていました。

佐藤：そうですね

副校長：なので、その部分も踏まえて、確認させていただかないと、私も今答えようがないというのも、分かっていたきたい。

佐藤：分かりました。

副校長: それは、今自分自身で、すぐここでこうですって言えない部分では、というのは分かっています。

佐藤: 分かりました。じゃあ、学校と PTA の関係について、これは、これは、学校の下請けなのですかね。どういう関係性なんですか。これ、学校のチャンネルを使ってるって、しかもこの文章を許したって、見てたと。ここに関しては、どういう説明が成り立つんですか。[宿題①]
それと、職専免か、公務かの話 [宿題②]、この 2 件に絞りましょう。

副校長: 2 件に絞ったっていうところも、分かるんですけど、そこも少し、時間が欲しいなと思って。

佐藤: あ、分かりました。じゃあ、それで、いつまで、時間つっても 100 年間、100 万年かもしれないし。

副校長: もちろんそうですね。1 週間いただけますか。はい。

佐藤: かしこまりました。23 までですね。で、これ、職専免か、公務かってことも、お答えいただけるんですね。

職専免であった場合は、まあ、それはその、打ち合わせ記録もあるでしょうし、これから開示取るので、私は今回の話、すべて、会議が何か全部、通帳の話が何か、全部取りますんで。

副校長: すぐに答えられない。すぐですね。

1 週間後の時ですよ。1 週間後の時は、それがクリアできてるんですね。もう 1 回確認なんですけども、今、公務か職専免か、まあ、有給?

佐藤: 有給って言うか、まあまあ、業務中ですからね。あと何かあるんですか? 私も全然詳しくないのか、このことは。

副校長: いいえ、いいえ。佐藤さんは色々知ってらっしゃるんで。いやいや、本当に教えてください。

佐藤: 先生。それ以外何かあるんですかね、業務中に。もしかしたら、私も知らない、全く知らないのが出てくるかもしれないんで。

現場の人しか知らない。あうんの呼吸で? っていうのがあるかもしれないし。

副校長: まあ、ないですよ。

佐藤: ないですよ。前例踏襲で? とかでもないですよ。何かかしら、業務中にやることにしては、これ、税が使われている以上、はっきりしないといけない問題ですよ。それとも、まあ、職専免であれば、はい、どうぞ。

副校長: どういう風に考えればいいのか、ってところを教えてもらって、実際ここでその、ウィッキングになるんですけど、それはいいですか? いいですよ。PTA っていう団体じゃないですか。

はい、はい。で、ティーチャーズアソシエーションってなっていますよね。その P

とTの連携をどういう風に考えて、私もすみません、その自分自身の体内分割を
どういう風に考えているのか、教えて欲しいなと思うんですけど

佐藤: PとTの関係は、いいんじゃないですか。

全然。で、そもそもなんですけども、PTAが何かという定義について、PTAってこ
ういうもんですよ、ということがあること自体が、そもそもが、おかしい話なんで
すよ。任意団体なんです。

そうですね、任意団体だったら、こういう、何をしてもいいわけですよ。法律の枠
組みであれば。だからPとTじゃなくてもいいし、Pだけでもいいし、PとTとは同
地域、ですね、コミュニティ。

だからPTCにしてるところもありますし、ですよ。なので、PTCもありますよ。
それは、Teachers Communityですよ。

そもそも、社会教育関係団体名乗るんであれば、間口は広がってないと、社会教育
関係団体とは、そもそもは言えないんですよ。社会教育関係団体って、認定制度も
なければ、届出制度もないんですね。言ったもん勝ちなんです。

街の、書道教室にしろ、公文にしろ、YMCAにしろ、全部あるでしょ。社会教育関
係団体ですよ。その意味で言うと、PTA社会教育関係団体だって言ってますが、私
の中では要件が一つされてないんですよ。

先生と、保護者、ここに限られちゃうと、間口がそこしかないわけですよ。だから
こそ、閉鎖された空間になって、こんなことが起きるんですけども、本来であれ
ば、社会教育法の概念から言うと、間口が広がってないと、社会教育法とは、社会
教育関係団体とは、言えないんですよ。そもそもここに、岐阜県の関市っていう市
があって、そこは、極めて特殊な市で、社会教育関係団体の認定制度があるんです
よ。

認定制度があるということは、要件を満たして、規約があるとか、会計があると
か、いろんな要件があって、そのいろんなチェック欄、申請書のチェック欄をいろ
いろ見ていくと、その中の10番目に、会員が限られていないで、広く広く、世に開
かれていることっていうのが、必ず入ってるんですよ。そこにチェックをしていっ
て、PTAがチェックをしていたら、そこでつまづくんですよ。だから、社会教育
関係団体にはなれないんですよ、関市では。けども、超法規的な措置で、そこは
させるんですけども、見なしってことをやってるんですよ。そもそもPTAなんても
のは、1947年ぐらいから始まってきて、GHQの影響で、民主化ということで始まっ
てきて、でも、逆に、2年後には、設立率が90%とかになってるんです。要は、官
製団体なんだ、これ。だから、任意だっていうのは、昔からも、それは言われては
いたんですけども、GHQにしても、いきなりそんなになるとは思ってないですよ
ね。日本は、そんなやり方してるっていうのは、わかってはいても、まじか、2年
でそんなに設立?

民主的だなんて思ったかもしれないですよ。でも違うんですよ。だって、規約見た
ら全国ほぼ一緒ですよ。

ってことはもうおかしいですよ。PTA って任意団体だって、PTA が何かって言ったときに、定義付けがある時点でおかしくないですかね。私の団体が、例えば、AMT とかだったら、定義付けないですよ。

自分の規約内で何やってもいいし、そもそも社会経営関係の団体だったら、館員は広く皆さんなんです。その意味で T と T、そんなのもう関係?そんなのはもうどうでもいい話で、一つ言えるのは、会計とか、その PTA の主要な部分に、学校管理職は入っちゃいけないですよ、というこの理念は、守らないといけない。もちろんですよ。今たぶん会計先生がやってらっしゃったりとか、それから、下手すぎたら副会長ですとか、初期ですとか、食い込んでるわけですよ。これがフロント企業の、って言われる理由じゃないですか。要は、自分で会社立てるのは、反社チェックに引っかかって、まずいから、誰か、迂回してというか、誰か社長に立てて、で、自分が裏で糸引いてる、その後下がって専務とか全然、顧問とかになったりとか、で、糸を引くわけですよ。で、会費の徴収は学校にやってもらったりとか、で、配布物というか、告知も学校からやって、バックからやってもらう、これまさにフロント企業じゃないですか。P と T の関係?

こんなもんだって、学校に電話するといいじゃないですか。で、平の、平のっていうか管理職でない T と保護者さん、これは別に交流はあってもいいと思いますよ、任意ですよ。それが多分、お答えに近いのかなと思って、今お聞きされたのは、P と T の関係ということですよ。

なので、私はそもそも PT、PTA のその P と T ということ自体が、そもそも定義付けがない中、PTA というものからして、始まっちゃってるので、いろんな疑問が出てくるんじゃないかと、思うんですけど、私の中では、そこは、おかしいなと思いつつ、でも、原則は、私は譲らないというか、任意団体でしょ、と。任意でしょ、というところではあるんですよ。ただ、定義付けされる時点で、おかしいんですよ、ということなんです。

おかしいというか、そもそももう、これ、法律通りにやってたら、要は成り立たないですよ、今の世界。法律通りにやってたら、何にもできないものになっちゃうんですよ、PTA は。だって、さっき言ったように、入学式で募集とか、案内すること自体が、もう違法ですからね。

何かの会だって言って、集まってみたら、集まってみたら、何かそこに、違う営業が入ってきて、で、みんなに、何か説明をする、こんな感じですから。そうですよね。いきなり生命保険の人が入ってきて、皆さんに、それを勧めたりとか。

我々はそういう目的で来たんじゃないんだよ、と。学校に入るって、説明を聞きに来たんだよ、という話を言って。第三者団体というのは、例えば、その会が終わった後に、解散した後、PTA というのが、ブースみたいなものがあるのか、知らないですけども、そこで、興味のある方に声をかけてとか、そのぐらいが、それが筋なんじゃないですかね。

まさか、式の中で、次は PTA 会長からのご挨拶ですとか、そんなんダメですよ、絶対に。そこからじゃダメじゃないですかね。個人情報保護法の第三者提供に、当たり得ますよ、これ。

裁判例はないですけど、まだね。でも、理屈から言うと、そういうことですよ。そこから考えると、この学校のチャンネル通して出すなんて、そもそも、どうも、なんていうか、万死に値しますよ、これは。

しかも、内容がですよ、みんなにとって、皆さんが喜ぶっていう内容じゃないんですから、これ。完全な圧力をかけて、それに加担しちゃってるんですよ、先生が。その意識を持っていなければな、と思って、お電話したんですけども。

あと、職専免なんですけども、そこは、私逆に聞きたいんですけども、何か他にあるんですかね。何かしら関わってると思うんですよ、先生が。例えば、配布物の配布だと。

でも、配布物の配布だと、今だって、学校のチャンネルで使っちゃってるから、簡単にできちゃうんですけどね。回収ってあるじゃないですか、回収業務。この回収業務は、確実にこれ、学校のものじゃないんですよ。

これ考えられるのは、公務になってるのか、職専免か、あと何かありますか。後学のために、ご教示いただければなと思うんですけど。

副校長: 私も、今、何があるというのを言えないのは恥ずかしいと

佐藤: いや、PTに関わらず、業務中に違うことやると、業務に関係ないことやると、学校業務ですよ。

となった場合ですね、職専免しか思いつかないんですよ、私は。人は、全然額がないんで、それしか分かんないんですよ。で、それが公務でやってるのか、公務だったらもちろん、公務のほうがいいんですよ。

でもそのためには、ちょっとこれは違うんじゃないの、という活動については、事前調整が必要で、それは公務だよ、というのが必要じゃないですか。校長から命令が出るようになるんで。で、校長にしたって、校長は教育委員会になりてないし、副校長は校長として教育委員会だし。

で、管理職以外は副校長として、副校長として。副校長だと、これ、今回で蹴りつけましょうよ、本当に。はっきりした形で。

わかりました。じゃあ、あとはそれを終わって、証拠がファイナルアンサーで大丈夫ですね。わかりました。

あともう一点だけ、この今作っている書類に関して、どのように配ろうとおっしゃっていたんですか。[宿題③]あ、じゃあもう3点ですね。これを動かすのかと、それから、そうですね。

はい。で、あともう1点。もう1点、学校の責任についてです。

今までの不祥事。不祥事というか、結果的に皆さんが怖い思いをしていて、意図せず、自分の要求ではないものをさせられていた形になっていたということです。ね。[宿題④]今でもやってるじゃないですか、もしかして。

朝、立ってやってるじゃないですか、北門とか、久門前と、久門前と、大層横、マンション角と。今、今日でもやってるじゃないですか。はい。

B テーでもしてるじゃないですか、保護者さん達の。いやいやいや、違いますって。保護者さんに、保護者さんに答えさせて、保護者さんに割り当てをしてるわけじゃないですか。

違います。だから、PTA 側じゃないじゃないですか。保護者さんがやってるわけじゃないですか。

はい。で、これ、今日もやったんじゃないですか、保護者さん達。保護者さんです。

じゃあ、もう、明日からダメなんですか。公開なので、ちょっと見せなかったんですけど。もう、明日からダメですね、これね。

こんな、有効じゃないですよ、こんな取り方で。無効ですよ、これ。多分、明日は立ってないと、私、見に行きますけど。

明日は立ってないですね、これ。立たせるんですか、立たせる余裕、っていう可能性もあるんですか。何で、昨日電話したのに、そこが見詰まってなかったんですかね。

昨日、話したっていうか、私、すっかり解決したかと思ったんですよ。私の説明も足りなかったかもしれないんですけども。まさか、今日が立ってるのかと思ってなかったし。ちょっとはしよりすぎたかもしれません。

副校長：昨日の認識と違うところがいっぱいあったので、そこは、だから、佐藤さんの方が聞いたところと、私の認識の違いもあったので、そこが、

佐藤：どうですか、普通に考えて。そう言われてみればと思いません？

それとも、いや、これはこういうことで正当化されるんですよ、だからさっき言ったように議論があってもいいんじゃないですか。

副校長：正当化っていうことではなく、私の私見でいいですか。

佐藤：はい、どうぞ。

副校長：私見として、保護者が登下校を見守る責任があると考えている。

佐藤：違いますよ。

副校長：いやいや、最後まで聞いてください。で、その中で旗持ち？することがあると私は考えていました。で、その一環として取り組んでもらっているというのが私の今の考えです。で、佐藤さ

んが言っていることでも理解できるんですけども、自分自身として考えているのは、保護者の責任でみんなを守っていくべきと考えているってところではあります。なるほど。だから、違うってのは佐藤さんが考える先ほどの段階で聞いているので、なるほど、そういう考えがあるってことはすごくわかりました。

佐藤: 先生、決定的にいいですか。いいですか、話して。話していいですか。

副校長: はい。

佐藤: 今、先生が話した中で決定的に 1 か所間違っている点があるんですよ。

副校長: 1 か所間違っている、はい。

佐藤: 登校の、登校のですね、登下校の、登下校の責任について、保護者の責任について、見守り活動って言っちゃったんですよ。見守る責任があるっていう風におっしゃったんですよ。保護者さんの責任として、見守る責任があるっておっしゃったんですよ。見守る責任があるって言いましたよ。

副校長: 責任がある。

佐藤: 言いましたよ。

だから、そこで今、その一環で、

副校長: 登下校の安全の責任は当保護者にあるんですね。

佐藤: 自分の子供なんですよ。

副校長: はい。人の子は勝手ですよ、これは。人の子まで責任持てませんよね。そうですね。

佐藤: 自分の子の、登下校での安全の責任は全てその保護者にあると。こういうことじゃないですか。さっき先生がおっしゃったのは、言い方をちょっと変えれば、子供たちの、見守りの、登下校の安全、見守りの責任は保護者さんたちにあるんで、ってこういう感じで聞こえたんですよ。

でも違いますよね。自身、自分の子供の登下校の責任は自分にあるっていうのが保護者さんの立場ですよ。だから、そこがちょっと決定的に違うんじゃないかなと、ずれてるんじゃないかなと。

さっきの考え方をとると、もう集団として、保護者たちとして捉えて、しかも見守り活動、見守りと、見守るっていうことが前提にあった、ってのご発言だと思うんですよ。だからそういう帰結になったと思うんですけども、私が言ってるのは、保護者は自分の子に対して責任があると。そこで、保護者さんとの間で何かかしらの話し合いがあってですよ。

何の強制力もない中で、何かの話し合いがあって、近所話みたいな、なんでもいいので、ちょっと危ないから私行ってみようかなとか、そういうのは全然構わないと思うんですよ。けども、見守る責任があると。見守る責任があると。

下校はやってるんですか?おかしいですよ。下校はどうなってたんですか?
みんなそうなんですけど、下校はすっぽ抜かしちゃうんですけど、これはどういう
ルールで下校はやらないんですか?文科はさっきから言ってるね。登下校ははっきり
言ってますよ。
じゃあなんで下校は出てこないんですか?これは統制を守りたいんじゃないんです
か?要はコントロールしたいんですよ。

副校長: まあまあ、そう分からなくはないですけど...

佐藤: だってこれ、全員に、全員にですよこれ。学校のチャンネルを通して、答えな
ければこっちで勝手に割り振りをするって、だからさっきの何様なんだったんじゃ
ないですか。

貴様ら何様だったらしいですよ。これ聞いたことにしてみれば。で、これに従っ
ちゃう人多いんですよ。

この圧力に負けて。中には一人でね、いや違うって言って、それは筋が違うって言
って頑張るって言ってる人いるでしょうが、それは白い目で見られるでしょうが、
でもずるいってなるんですよ。自分で勝手にね、そんな訳のわからない要求に勝手
に教えてもその要求をさせてる学校、許しちゃう学校も学校なんですけどね。

要は全て学校なんです。学校が絡まなかったらこんなこと出てこないんですか
ら。そもそも学校がなければPTA なんかないし。

で、登下校のことってさっきよりも申し上げたように物理的なことに限られるじゃ
ないですか。スクールゾーン協議会。まさに名前が示してますね。

スクールゾーン対策協議会。見守りなんとか協議会とかないですよ。こんな事故な
んてね、あれでしょ。

事故だ、何だなんて。これ、あの、学校のほぼ近くに門の前に立って何が安全なん
ですか。その途中なんじゃないですか。

逆に言うと。教えてくださいよ、じゃあ。なんで門の前に立ってそれが安全なん
ですか。

いやだから、ダイソー横とか。そうですよね。学校の近くだけじゃないですか。

ほぼ学校に到着する寸前で安全だって言われても安全守ってる。それって本当なん
ですか。先生、今これが効果があると思ってるの発言ですよ、今。

安全に対して。私はそもそもこれ効果があるのかって話なんです。何の効果があ
るのか。

だって歩道橋とか書いてあるんでしょ。これ学校の前にあるんでしょね、多分。
歩道橋ってだいたい離れてるんですか。

近いですよ。小岩小学校もそうですよ。もう歩道橋渡ったら学校、校門ですよ。ご存知かもしれないですけど小岩小学校。千葉街道にありますね。行ったことないですか。

あ、そうですか。千葉街道にあつて歩道橋渡ったらもう学校なんです。ていうかもうそこは危ないから歩道橋をかけてるんですよ。

逆に言うと。で、歩道橋を渡んなさいねってなってるし物理的にほんとにもう柵を乗り越えないと渡れないようになってるし歩道橋になってね自然と歩道橋渡れるようになってるんですよ。そこに人渡ってるって何があるんですか。

朝の声かけ活動だったらわかりますよ。おはようございます活動とか。でもそれは全然意味ない話になりますね。

安全とは。だから安全って何でも通じると思ってるんじゃないですかね。で、先生はそう言ったもの宮盛活動の一環という風におっしゃるんですよ。

これが安全に繋がっていると。で、全員でやるものだ。でも全員なんか到達できないですからね。

それこそ。いろんな事情の方がいらっしゃるんで。で、割り当てられるわけですよこれ。

そこまで思いが至らなかったんですか先生。で、安全安全おっしゃりますか。これ国立の小学校行ってる子なんて普通に一人で電車乗って行ってるんですよ。

それでなんか問題ある危ないんですよ。でもこれ悪意があつてねなんかやってやろうって始まったものじゃないとは思いますが。いやわかるんですよ。

どこにも誰でも悪意を持つほど考えてもないですよそもそもが。そこまで私ぐらい考えていけばよしこうやってやってこういうふうには騙してこうやってやらせたら悪意出る考える余地はありますけどそもそもみんな知らないんで。今の段になって学校とPTAが別団体だったって知らなかったんですよ、いるぐらいですからね。いやいやもちろんもちろんわかってないといけないし。こっちの話ですよ。

でもそのぐらい保護者の皆さんわかってないんですよ。そこにつけ込んでというかこの名残ですよみんながやるのが当然でPTAなんか会費徴収なんかももちろんしないし入会の是非なんか問わないしだから学校がそれを始めてたしこれはだからさっき言った官製団体だったと思うんですよ。もう無理ですよ。

時間長くなって私もねこれからいくつもいろんな自治体に電話しないといけないんですけどいやいや全然ちょっと昨日より私昨日で私も甘かったんですけど昨日で全て理解していただいたような気がしたんですけどよくよく話を聞いてみるとちょっとなーもうこれでクリアになったと思うんですよ。そうですねはい職専免とありがとうございますはいわかりましたはいはい大丈夫です

お付き合いいただきましてありがとうございます失礼いたします

敬称略

AIによる文字起こしのため、完全に修正できていない部分があります。